

「文化財保存活用地域計画」総合調査から④

「津久見市の文化財―守り語り継ごう地域のたから―」展から二題

〇問い合わせ

津久見市教育委員会 生涯学習課 地域計画担当

TEL 0972-82-9528 / FAX 0972-85-0081

今月は、今、市民図書館で開催している企画展の中から二題紹介します。いずれも指定はされていませんが、身近に残る文化財として貴重なものです。

〇上青江道尾の「笑い地蔵様」

津久見市消防署を過ぎて、農道を50～60mほど登っていくと小高い丘の上に生育するタブノキが見えてきます。一帯はミカン畑で、そのタブノキの根元に石祠があり、中に地蔵様が祀られています。この地蔵様は、腰をかけ立膝をついたようなお姿で、左手には錫杖を抱え、顔を右に傾け、手を頬にあてて、口を大きく開けて笑っているように見えることから、地元の人たちは「笑い地蔵様」と呼んできました。

手を頬にあてているのが耳にあてているようにも見えることから、いつの頃からか耳の病気にご利益があるとされ、お茶を持ってお参りをしてきたといわれています。

笑っているように見えますが、よく見ると眠っているようにも思えます。そのお顔はとても穏やかで、親しみやすい地蔵様として大切に守られてきました。

〇大師堂前橋

堅浦にある海岸寺(真言宗醍醐寺派 元禄13年<1700>創建)裏手の大師堂(天明元年<1781>建立)の参道に掛かる橋は、市内では唯一石橋として報告

されているものです。

『伝えたい ふるさとの石橋』(平成8年12月共著)によると、この大師堂前橋は「架設年不明 橋長3.16m / 橋幅1.07m / 拱矢(アーチの高さ)1.5m 径間2.7m / 環厚22cm / 単一アーチ。海岸寺の裏山に祀られている大師堂の参道の橋で、壁石のない単純アーチに高欄を取り付けている。」と、さらに「この橋は、アーチ石の壁石がない単純アーチの石橋である。従って、橋面は、アーチ石の上面が露出している訳であるが、その一本に「十四」の文字が読み取れる。大正十四年か昭和十四年を刻んだのではないかと思われるが、海岸寺のご住職もご存じないようである。」と紹介されています。

かつては、大師堂に掛かるこの石橋の下は滝になっており、水が数丈下の池に落ちて、とても眺めがいい所とされてときたといわれています。



上青江道尾の「笑い地蔵様」



大師堂前橋

償却資産の申告時期が近づきました

個人や法人で事業用の資産の所有者は、持っている資産の多少にかかわらず毎年1月1日現在の所有状況を、1月末日までに申告して頂くことになります。

※償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。

※個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載をお願いします。

●償却資産にはこんなものがあります

【構 築 物】 広告塔、駐車場の舗装、立体駐車場、庭園等

【機 械 お よ び 装 置】 建設用工作機、加工または製造設備、印刷機械 ※太陽光発電設備等

【船 舶 ・ 航 空 機】 漁船、運搬船等

【車 輦 お よ び 運 搬 具】 大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除きます。)

【工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品】 事務用機器類、測定工具、自動販売機、理・美容機器、医療用機器等

※事業用として設置している太陽光発電設備は、発電出力量や全量売電・余剰売電にかかわらず課税対象となりますので、償却資産の申告をお願いします。(10kw未満で住宅用に設置している場合は課税対象外です)

●申告書受理後、地方税法にもとづいて実地調査・簡易調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ / 税務課 資産税班 TEL0972-82-4111(内線129)

